

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(容器包装リサイクル法)」に基づく

高萩市分別収集計画（第十一期）

【 令和8年度～令和12年度 】

令和7年8月

高萩市

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	2
3 計画期間	2
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項	4
7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物収集に係る分別の区分	5
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	6
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10 分別収集計画を実施する者に関する基本的な事項	7
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割と責任を果たしていくことが重要です。

近年では、容器包装廃棄物の3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：ものを再使用、リサイクル：再生使用する）の推進により一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化、一般廃棄物のリサイクル率の向上、社会全体でのコストの低減に一定の成果をあげてきましたが、未だ使い捨て、大量消費の社会状況から脱却できずにより、ごみの処理・処分においては、環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等多くの課題を抱えた状況にあります。

このような中、持続的発展が可能な循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種関係法令を円滑かつ的確に施行するためには、より一層容器包装廃棄物の3Rの取り組みを推進していくことが必要です。

本市では、高北清掃センター（高萩・北茨城広域事務組合にて管理運営）において、これまで以上に廃棄物の発生抑制、再使用に努めると共に、環境負荷の低減を目指しながら、地域内から排出される廃棄物を資源とし、効率的有効利用に努めています。

本計画は、「循環型社会の形成により人と自然が共生するまち」という本市の基本理念をもとに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rのさらなる推進により、本市のかけがえのない環境を、次の世代に引き継いでいくため、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向け、市民・事業者・市が連携し、協働して取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の実現を図るものです。

2 基本的方向

- ・資源物の対象を拡大した新たなごみ資源化施策の実施に対し、住民・事業者が協力しやすい分別収集体制を構築する。
- ・ごみの発生・排出抑制を目的に、市民、事業者、行政の役割分担を明確にし、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。
- ・市民の協力により、容器包装廃棄物の分別排出時の品質向上に努める。また、住民団体による集団回収についても、引き続き協力を求める。
- ・地球環境への負荷軽減や限りある資源の有効利用等、長期的な視点に立って計画を策定する。

3 計画期間

令和8年4月～令和13年3月までの5か年間とする。ただし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装の9品目を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法 第8条第2項第1号） (t/年)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1033.06	1015.87	998.68	981.48	964.12

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法 第8条第2項第2号）

① 市民による減量・リサイクルの推進

再使用の普及促進を図るため、フリーマーケットや不用品の交換など、粗大ごみ等の再使用に向けたリユースネットワークの構築を支援するとともに、排出抑制に向けた意識向上や取り組みに関する情報提供の環境整備に努める。また、ごみ減量と資源の有効活用の促進という観点から、再生資源集団回収事業等、市民の自主的活動に対して支援を行っていく。

② 事業者による減量・リサイクルの推進

ごみの発生・排出を抑制するため、生産者や小売業者等に対して、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、食品トレイ・牛乳パックの店頭回収の推進などの協力を求めていく。また、レジ袋の排出を抑制するためマイバック持参を啓発・推進するなど、ごみの発生・排出抑制に向けた取り組みを市民・関係団体等との連携により推進する。さらに、多量の一般廃棄物排出事業者に対しては減量化の指導を行っていく。

③ 減量・リサイクル推進体制の整備

容器包装リサイクル法に基づき、市民・事業者・行政が役割分担に応じた責任を果たすよう、具体的な施策の展開を図る。また、ごみ質の変化等に対応した適切な資源化を高北清掃センターにて推進すると共に、廃棄物の自区内処理に向けた取り組みを検討する。

④ 家庭系ごみ有料化の継続

ごみの減量化・資源化の促進に向けた市民の意識が継続するよう、家庭系ごみの有料化を継続し、一層のごみ処理の効率化・経費の削減に努めるとともに、ごみ処理の現状についての意識啓発を行う。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物収集に係る分別の区分（法 第8条第2項第3号）

住民負荷の低減、収集運搬の効率性、住民への情報提供、選別施設の設備状況及び本市における諸計画を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定める。

分別する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装に係る物	スチール缶
主としてアルミニウム製の容器包装に係る物	アルミ缶
主としてガラス製の容器(主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白色ガラス製のものを除く。)に係る物	
(無色のガラス製の容器)	無色ガラスびん
(茶色のガラス製の容器)	茶色ガラスびん
(その他のガラス製の容器)	その他ガラスびん
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてプラスチック製の容器包装であって飲料及び特定調味料を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器包装に係る物	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
	白色トレイ

分別収集の実施時期は次の通りとする。

収集に係る分別の区分	実施時期
資源物（缶類）	既に実施済
資源物（びん類）	既に実施済
資源物（古紙類・段ボール）	既に実施済
資源物（ペットボトル）	既に実施済
資源物（白色トレイ）	既に実施済
資源物（プラスチック製容器包装）	実証実験の上、実施を検討

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法 第8条第2項第4号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール缶	26.15	25.71	25.28	24.84	24.40
アルミ缶	45.73	44.97	44.21	43.45	42.68
無色ガラスびん	(合計) 57.22 57.22	(合計) 56.26 56.26	(合計) 55.31 55.31	(合計) 54.36 54.36	(合計) 53.40 53.40
茶色ガラスびん	(合計) 58.32 58.32	(合計) 57.35 57.35	(合計) 56.38 56.38	(合計) 55.40 55.40	(合計) 54.42 54.42
その他ガラスびん	(合計) 24.08 24.08	(合計) 23.68 23.68	(合計) 23.28 23.28	(合計) 22.88 22.88	(合計) 22.47 22.47
段ボール	165.64	162.88	160.13	157.37	154.59
紙製容器包装	(合計) (引渡量) 24.08	(合計) (引渡量) 23.68	(合計) (引渡量) 23.28	(合計) (引渡量) 22.88	(合計) (引渡量) 22.47
ペットボトル	(合計) 74.87 74.87	(合計) 73.62 73.62	(合計) 72.37 72.37	(合計) 71.13 71.13	(合計) 69.87 69.87
プラスチック製容器包装	(合計) 3.42 3.42	(合計) 3.36 3.36	(合計) 3.31 3.31	(合計) 3.25 3.25	(合計) 3.19 3.19
うち白色トレイ	(合計) 3.42 3.42	(合計) 3.36 3.36	(合計) 3.31 3.31	(合計) 3.25 3.25	(合計) 3.19 3.19

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、1人1日当たりのごみ量の統計予測に人口予測と年間日数を掛け合わせ、その中から再生資源化量見込みを算出した。

※令和6年度実績から1人あたりの排出量を算出

また、人口変動については、国立社会保障・人口問題研究所の総人口推計値を利用し、次の通り設定した。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
24,814人 (前年度対比) 98.36%	24,401人 (前年度対比) 98.34%	23,988人 (前年度対比) 98.31%	23,575人 (前年度対比) 98.28%	23,158人 (前年度対比) 98.23%

10 分別収集計画を実施する者に関する基本的な事項（法 第8条第2項第5号）

分別収集は下記の体制で市が行い、選別・保管等は高北清掃センターが行う。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	資源物（缶類）	市によるステーション収集 住民団体による集団回収	高北清掃センター
アルミ缶			
無色ガラスびん			
茶色ガラスびん	資源物（びん類）	市によるステーション収集 住民団体による集団回収	高北清掃センター
その他ガラスびん			
段ボール	資源物（古紙類・段ボール）	市によるステーション収集 住民団体による集団回収	高北清掃センター
ペットボトル	資源物（ペットボトル）	市によるステーション収集	高北清掃センター
プラスチック容器包装	資源物（プラスチック製容器包装）	実証実験の上、実施を検討	
	資源物（白色トレイ）	市によるステーション収集	高北清掃センター

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法 第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	資源物（缶類）	透明袋	平ボディ車	高北清掃センターで分別処理
アルミ缶				
無色ガラスびん	資源物（びん類）	透明袋	平ボディ車	高北清掃センターで分別処理
茶色ガラスびん				
その他ガラスびん				
段ボール	資源物（古紙類・段ボール）	紐束ね	平ボディ車	
ペットボトル	資源物（ペットボトル）	透明袋	パッカー車	
プラスチック容器包装	資源物（プラスチック製容器包装）	未定	未定	
	資源物（白色トレイ）	透明袋	平ボディ車	

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装リサイクル法による分別収集は、市民・事業者・行政のそれぞれの役割分担が重要であり、以下の項目について取り組みを進める。

（1）市民との協働によるリサイクルの推進

市民の一層の理解を得て、市民と協働してリサイクル型のまちづくりを推進することとする。

（2）事業者との協力関係の確立

容器包装廃棄物の分別収集に先立ち、事業者自らの自主回収による容器包装廃棄物のリサイクルが最も望ましいとの認識に立ち、事業者（大規模小売店舗及び地域商店会等）にその実施及び拡充を強く働きかけることとする。